

福岡市における社会的養護のあり方について（提言一覧）

1 家庭養護の推進

【提 言】

- 里親等委託（家庭養護）優先を原則とし、里親等委託を推進すること
- 里親等委託率 40%、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）16 か所を目指すこと
- 施設養護から里親等委託への移行を支援すること
- 区保健福祉センターの社会的養護への取り組みを強化すること
- 区保健福祉センター、子ども家庭支援センター、児童養護施設及び乳児院においても、里親制度の普及啓発を図ること
- 乳児・新生児を委託できる里親等を開拓すること
- 「校区里親」の推進、「ショートステイ里親」のシステムを構築すること
- 研修の計画的実施と重層的・多元的里親等支援の体制を構築すること

2 施設機能の強化

【提 言】

- 情緒障害児短期治療施設を設置すること
- 乳児院の機能を強化すること
- 児童養護施設の機能を強化すること
- グループホームを活用した多様な家庭的養護を目指すこと
- 母子生活支援施設の機能を強化すること

3 家庭支援機能等の強化

【提 言】

- 各区のこども相談係は一次的な相談窓口として、区内の要支援家庭、要保護家庭のソーシャルワーク機能を強化させ、こども総合相談センターは、介入的支援に特化していくこと
- ショートステイの仕組みを整備すること
- 子ども家庭支援センターをこども総合相談センターの役割を補完するものとして、2 か所増設すること
- 周産期母子の支援の仕組みづくりを検討すること

4 自立支援策の強化

【提 言】

- 多様なニーズに応じるため、自立援助ホームを2か所増設し、男女別の施設とすること
- さまざまな自助グループの形成のための居場所づくりを推進すること
- 施設を退所した子どものニーズの把握と相談・支援体制の検討を行うこと
- 子どもの自立に向けた養育を充実させること

5 人材育成のための仕組みの強化

【提 言】

- 直接処遇職員や専門職員の採用の仕組みをつくること
- 職員が長く働くことができるように、待遇や研修、支援体制を充実させること

6 子ども相談体制の強化

【提言】

- 職員が継続的に子どもや家庭を支援することができる体制整備や計画的な人材育成のシステムづくりを行うこと
- 子ども相談行政に関する企画立案、運営の連携・協働及び広報活動を強化すること

7 子どもの権利擁護の強化

【提 言】

- 子どもの福祉に関して専門性のある第三者が子どもと定期的に面会し、子どもの意見を聴くシステムを整備すること
- 社会的養護のケアを受ける子どもの意見を反映させる仕組みをつくること
- 里親委託児童と実親との交流の権利を保障すること